

ビ第 1 1 3 8 号

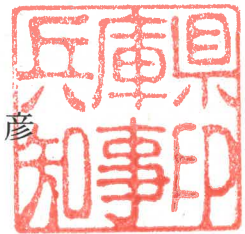
令和 3 年 10 月 25 日

兵庫県議会議長

藤 本 百 男 様

兵庫県知事

齋 藤 元 彦



県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例の「基本的な計画」について

令和 3 年度及び 4 年度前半に策定・改定予定の計画について、別紙のとおりとりまとめましたので報告します。

## 令和3年度及び令和4年度前半に策定・改定予定の計画について

### 1 趣旨

県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例（以下「基本計画条例」）に関し、令和3年度及び令和4年度前半に策定・改定予定の計画について報告する。

### 2 策定・改定予定計画の区分と概要

#### (1) 基本的な計画（議決対象）

政策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画で、いずれも既存計画を改定するもの

名称	内容	期間	理由	担当部局課
21世紀兵庫長期ビジョン（改定）	<p>[位置づけ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県民誰もが共有する兵庫の将来像及び県政全般にわたる基本方向を示す指針</li> </ul> <p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>めざすべき兵庫の将来像、実現に向けた基本姿勢、取組の方向性 等</li> </ul>	期間の定めなし（2050年頃を展望）	基本計画条例第2条により指定済み	企画県民部 ビジョン局 ビジョン課
兵庫県健康づくり推進プラン（改定）	<p>[位置づけ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>健康増進法第8条及び健康づくり推進条例に基づく計画</li> <li>本県の健康づくり・疾病予防施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な指針となる計画</li> </ul> <p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>健康づくり施策に関する基本方針、分野別方針、取組方針 等</li> </ul>	R4～8（5年）	基本計画条例第2条により指定済み	健康福祉部 健康局 健康増進課
まちづくり基本方針（改定）	<p>[位置づけ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>まちづくり基本条例第10条に基づく方針</li> <li>本県のまちづくり施策の総合的な推進を図るための基本的な指針</li> </ul> <p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>まちづくり施策に関する基本理念、地域区分ごとに示す将来像、取組方向 等</li> </ul>	期間定めなし（2050年頃を展望）	基本計画条例第2条により指定済み	県土整備部 まちづくり局 都市政策課
兵庫県住生活基本計画（改定）	<p>[位置づけ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住生活基本法第17条第1項に基づく計画</li> <li>本県の住宅施策の総合的な推進を図るための基本的な指針</li> </ul> <p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住宅施策に関する各分野の目標、重点施策の方向性、住宅等の供給方針 等</li> </ul>	R3～12（10年）	基本計画条例第2条により指定済み	県土整備部 住宅建築局 住宅政策課

名称	内容	期間	理由	担当部局課
兵庫県スポーツ推進計画（改定）	<p>[位置づけ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツ基本法第10条に基づく計画</li> <li>・本県のスポーツ推進施策の指針となる考え方や方向性を示す基本計画</li> </ul> <p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツ推進施策に関する基本理念、政策目標、施策目標等</li> </ul>	R4～13 (10年)	基本計画条例第2条により指定済み	教育委員会 事務局 スポーツ振興課

## (2) 基本的な計画ではない計画（議決対象外）

上位計画等で定められた基本方針の内容を具体的に示す計画または具体的施策を記載する実施計画等

### (ア) 既存計画を改定するもの

名称	内容	期間	理由	担当部局課
ひょうご障害者福祉計画（改定）	<p>[位置づけ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者基本法第11条第2項に基づく計画</li> <li>・ひょうごユニバーサル社会づくり総合指針、少子高齢社会福祉ビジョンの下位計画</li> </ul> <p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ひと、参加、情報、まち・ものを柱に、障害者施策を推進するための取組を定める</li> </ul>	R4～8 (5年)	左記県計画の下位計画であり、国の指針に基づき策定する、障害者福祉の推進に関する取組を定めた個別分野の実施計画であるため	健康福祉部 障害福祉局 障害福祉課
食育推進計画（改定）	<p>[位置づけ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食育基本法第17条及び食の安全安心と食育に関する条例第6条に基づく計画</li> </ul> <p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食育に関する重点課題、健全な食生活の実践、食育活動の推進などの取組の柱、数値目標、施策・事業等を示す</li> </ul>	R4～8 (5年)	左記県条例で示す基本的な考え方のもとに策定する、具体的な施策を示す実施計画であるため	健康福祉部 健康局 健康増進課
食の安全安心推進計画（改定）	<p>[位置づけ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食の安全安心と食育に関する条例第6条に基づく計画</li> </ul> <p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食の安全安心に関する重点課題、食の安全性確保、健康被害の拡大防止、信頼確保などの取組の柱、数値目標、施策・事業等を示す</li> </ul>	R4～8 (5年)	左記条例で示す基本的な考え方のもとに策定する、具体的な施策を示す実施計画であるため	健康福祉部 健康局 生活衛生課
新ひょうごの森づくり（改定）	<p>[位置づけ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ひょうご農林水産ビジョンの下位計画</li> </ul> <p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・間伐の徹底、里山林の再生、森林ボランティアの育成など、森林の適正な維持管理のための具体的施策、目標値を示す</li> </ul>	R4～13 (10年)	左記県計画の下位計画であり、森林保全という個別分野の実施計画であるため	農政環境部 農林水産局 豊かな森づくり課

名称	内容	期間	理由	担当部局課
鳥獣保護管理事業計画（改定）	<p>[位置づけ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第4条に基づく計画</li> </ul> <p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>鳥獣の捕獲等の許可、鳥獣の飼養・販売等の規制、鳥獣保護区・休猟区など、野生鳥獣の保護及び管理に関する事項を示す</li> </ul>	R4～8 (5年)	国の基本方針を踏まえ策定する、鳥獣保護管理という個別分野の事業実施計画であるため	農政環境部 環境創造局 鳥獣対策課
シカ管理計画 ニホンザル管理計画 イノシシ管理計画 ツキノワグマ管理計画（改定） ※特定鳥獣管理に関する4種の計画	<p>[位置づけ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第7条の2に基づく計画</li> <li>県獣保護管理事業計画の下位計画</li> </ul> <p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生息数が著しく増加する鳥獣の管理に関する計画で、対象区域、管理目標、方策等を示す</li> </ul>	R4～8 (5年)	左記県計画に基づき策定する、個別の特定鳥獣の管理に関する事業実施計画であるため	農政環境部 環境創造局 鳥獣対策課
獣医療を提供する体制の整備を図るための兵庫県計画（改定）	<p>[位置づけ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>獣医療法第11条に基づく計画</li> </ul> <p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域における獣医療ニーズに的確に対応するため、診療施設の整備目標や獣医師の確保目標値等を示す</li> </ul>	R3～12 (10年)	国の基本方針の内容に即して策定する、獣医療という個別分野の事業実施計画であるため	農政環境部 農林水産局 畜産課
兵庫県地球温暖化対策推進計画（改定）	<p>[位置づけ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地球温暖化対策推進法第21条及び気候変動適応法第12条に基づく計画</li> <li>兵庫県環境基本計画の下位計画</li> </ul> <p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地球温暖化対策のための、温室効果ガス削減目標、再エネ導入目標、気候変動等を踏まえた適応策等を示す</li> </ul>	R3～12 (10年)	左記県計画の下位計画であり、地球温暖化対策という個別分野の計画のため	農政環境部 環境管理局 温暖化対策課
化学的酸素要求量、窒素含有及びりん含有量に係る総量削減計画（改定）	<p>[位置づけ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水質汚濁防止法第4条の3第1項に基づく計画</li> <li>兵庫県環境基本計画の下位計画</li> </ul> <p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水質汚濁防止施策を推進するための、汚濁負荷量の削減目標量、達成方途、その他、総量削減に関し必要な事項等を示す</li> </ul>	R2～6 (5年)	左記県計画の下位計画であり、国の基本方針に即して策定する、水質汚濁の防止という個別分野の計画であるため	農政環境部 環境管理局 水大気課

名称	内容	期間	理由	担当部局課
兵庫県分別収集促進計画（改定）	<p>[位置づけ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第9条に基づく計画</li> <li>兵庫県廃棄物処理計画の下位計画</li> </ul> <p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>容器包装廃棄物の分別収集を促進するための、分別収集の目標、収集量向上にかかる具体的方策等を示す</li> </ul>	R5～9 (5年)	左記県計画の下位計画であり、容器包装廃棄物の分別収集という個別分野の具体的な数値目標、施策を示す計画であるため	農政環境部 環境管理局 環境整備課
兵庫県高齢者居住安定確保計画（改定）	<p>[位置づけ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者の居住の安定確保に関する法律第4条第1項に基づく計画</li> <li>兵庫県住生活基本計画及び兵庫県老人福祉計画の下位計画</li> </ul> <p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者の居住の安定確保を図るための、住まい・在宅福祉サービス等に関する重点施策の方向性、成果指標等を示す</li> </ul>	R3～12 (10年)	左記県計画の下位計画であり、国の基本方針を踏まえて策定する、高齢者の居住の安定確保という個別分野の具体的施策を示す計画であるため	県土整備部 住宅建築局 住宅政策課
県立高等学校教育改革実施計画（改定）	<p>[位置づけ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ひょうご教育創造プランの下位計画</li> </ul> <p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県立高校の教育改革を推進するに際しての基本的な方向性と具体的取組内容を示す</li> </ul>	R4～ 期間 未定	左記県計画の下位計画であり、県立高校改革という個別分野の実施計画であるため	教育委員会 事務局 高校教育課

(イ) 新規に策定するもの

名称	内容	期間	理由	担当部局課
兵庫県マンション管理適正化推進計画（新規）	<p>[位置づけ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>マンションの管理の適正化の推進に関する法律第3条の2第1項に基づく計画</li> <li>兵庫県住生活基本計画の下位計画</li> </ul> <p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>老朽化・管理人材不足のマンションの維持管理・再生に向けた、良好な居住環境の確保を適正に推進するための施策・目標値を示す</li> </ul>	R4～13 (10年)	左記県計画の下位計画であり、マンションの適正管理という個別分野の具体的な数値目標、施策を示す計画であるため	県土整備部 住宅建築局 住宅政策課

(参考) 改定を見送る計画

名称	内容	期間	理由	担当部局課
踏切すっきり安心プラン	<p>[位置づけ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ひょうご社会基盤整備基本計画の下位計画</li> </ul> <p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国の調査結果を踏まえ、踏切による渋滞解消や歩行者の安全確保を推進するため、新たな対応が必要な踏切の拡幅、道路の立体交差、カラー舗装など各種対策、対象踏切等を示す</li> </ul>	R1～5 (5年) 中間見直し	10月に公表された国の調査の結果、現行計画を改定して追加対策を要する踏切がなかったため	県土整備部 土木局 道路街路課